

令和5年第2回三重県議会定例会

総務地域連携交通常任委員会

提出資料

◎議案事項

- 1 議案第30号 訴えの提起（和解を含む。）について 1

令和5年10月20日
総 務 部

議案第 30 号

1 訴えの提起（和解を含む。）について

1 事件の概要

処分庁（四日市県税事務所長）は、原告の不動産貸付（平成 26 年分所得から令和元年分所得まで）について、原告の申告に基づき個人事業税の課税処分を行いました。平成 26 年分所得以降 6 年間、原告からは課税処分どおり納税されていましたが、令和 3 年 6 月に処分庁の確認により原告の申告に誤りがあり、多く課税していたことが判明しました。

よって処分庁は、令和 3 年 6 月に、直近 5 年間分（平成 27 年分所得から令和元年分所得）の過誤納金を還付しましたが、平成 26 年分所得については納付から 5 年を経過し還付請求権が地方税法上消滅していたため、還付できませんでした。

この還付できなかった 1 年間分について、原告が、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき損害賠償請求の訴えを提起しているものです。

2 当事者

原告：加藤 良博（不動産貸付業兼税理士業）

被告：三重県

3 判決の主文

- 一 被告は、原告に対し、66 万 6,500 円及びこれに対する平成 27 年 12 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 二 訴訟費用は被告の負担とする。
- 三 この判決は仮に執行することができる。

4 判決の要旨

(1) 本件賦課決定の違法について

処分庁は、電柱敷地を貸付件数に含めない取扱いを定めており、これに従うこととした以上、これと異なる認定判断によって過大な課税処分をしたことに関しての違法がある。

(2) 職務上の注意義務違反について

申告書の記載内容から、貸地 11 件のうち 2 件が電柱敷地であることは、主務者（県税事務所職員）がその通常の注意をもってすれば容易に認識することができたと認められる。電柱敷地であることを看過したことは、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしておらず、漫然と審査をした結果というほかになく、国家賠償法上の違法がある。

(3) 損害の発生の有無について

地方税法上の還付請求権が時効により消滅しているとしても、国家賠償法上の損害が生じている。

5 今後の対応

国家賠償法第1条第1項において、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定されています。

本件は、そもそも原告が誤った内容を申告していたものであり、処分庁は原告の申告に基づき通常尽くすべき注意義務を尽くして課税処分を行っていることから、本県職員の国家賠償法上の「故意又は過失」には当たらないと考えます。

また、原告は申告内容を誤っていたうえ、6年間で一度も処分庁に問合せや申告の訂正を行わない中、処分庁が原告の誤りを発見し、地方税法の規定に基づき5年分の過誤納金を還付したにも関わらず、国家賠償法上の違法とされることは、今後の税行政の運営に多大な支障をもたらしかねないことから、改めて上級審の判断を仰ぎたいと考えます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第12号に基づき、議会の議決を得たうえで、控訴期限である令和5年11月1日までに控訴したいと考えます。